

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン メイセンガクエン 学校法人 明泉学園								
フリガナ大学の名称	フェリシアコドモタンキダイガク フェリシアこども短期大学 (Felicia College of Childhood Education)								
大学本部の位置	東京都町田市三輪町1135								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに「愛の教育」の実践を目指すという建学の精神に則り、高等学校教育の上に、一般教養と専門的知識・技能を教授研究し、グローバル化に対応できる乳幼児教育者を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	幼稚園教諭二種免許の教職課程及び保育士養成施設及びを有する短大として多くの人材を社会に送り出してきたが、昨今の18歳人口の減少に伴い入学定員を割り込むことが多くなったため、実態に合わせて入学定員を現在の130名から100名に変更する。 こども教育コース（2年間の保育士課程）と国際こども教育コース（専攻科を合わせた3年間の保育士課程）のそれぞれの定員を設定する								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	国際こども教育学科 【Department of Ealy chidhood Education】 計	2年	100人 (130)	—人	200人 (260)	短期大学士 【Associate Degree of Early Childhood Education】	幼児教育学	令和8年4月第1年次	東京都町田市三輪町1135
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	平成30年4月学科名称変更 幼児教育学科→国際こども教育学科（平成28年6月届出済み） 令和2年4月名称変更 鶴川女子短期大学→フェリシアこども短期大学(令和元年6月届出済み) 令和2年4月収容定員変更(令和元年11月届出済み) 〔定員減〕（150→130）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目				
新設	学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
	国際こども教育学科		5人 (5)	1人 (1)	5人 (5)	2人 (2)	13人 (13)	1人 (1)	22人 (22)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		3 (3)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	9 (9)	△	△
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		4 (4)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	0 (0)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計		5 (5)	1 (1)	5 (5)	2 (2)	13 (13)	1 (1)		
既設分	なし		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
	計		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計			5 (5)	1 (1)	5 (5)	2 (2)	13 (13)	1 (1)	22 (22)

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数6人

職 種		専 属		そ の 他		計			
事 務 職 員		9人 (9)		2人 (2)		11人 (11)			
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)			
図 書 館 職 員		1 (1)		0 (0)		1 (1)			
そ の 他 の 職 員		3 (3)		2 (2)		5 (5)			
指 導 補 助 者		0 (0)		1 (1)		1 (1)			
計		13 (13)		5 (5)		18 (18)			
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	校 舎 敷 地	54920㎡	㎡	㎡		54920			
	そ の 他	㎡	㎡	㎡		㎡			
	合 計	54920㎡	㎡	㎡		54920㎡			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
		6631㎡ (㎡)	㎡ (㎡)	㎡ (㎡)		6631㎡ (㎡)			
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室		室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本		
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点		
			()	()	()	()	()		
	計		()	()	()	()	()		
スポーツ施設等		スポーツ施設		講堂		厚生補導施設			
		㎡		㎡		㎡			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		教員1人当り研究費等		100千円	100千円				
		共同研究費等		476千円	476千円				
		図書購入費		280千円	280千円				
	設備購入費		2,200千円	2,200千円					
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
		1,570千円	1,350 千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、雑収入等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称	フェリスシアこども短期大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	収容定員 充足率	開設 年度	所 在 地
	国際こども教育学科	年	人	—	人	短期大学士 幼児教育学	倍 0.83	昭和43 年度	東京都町田市 三輪町1135
附属施設の概要		該当なし							

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

校地校舎等の図面

①都道府県内における位置関係の図面

本学は東京都町田市三輪町に位置する。東京都と神奈川県との県境にあり、最寄り駅は小田急線の鶴川駅と柿生駅である。鶴川駅は東京都町田市、柿生駅は神奈川県川崎市に属する。里山等、豊かな自然に囲まれた環境であり、その特性を生かした教育を展開している。



②最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

最寄りの小田急線鶴川駅から本学までの路線バスによる便が確保されている。バスを利用する場合、鶴川駅から本学までの所要時間は15分程度である。また、小田急線柿生駅から本学までの距離は2.5kmであり、徒歩で30分程度である。小田急線は、鶴川駅の隣駅の町田駅でJR横浜線、新百合ヶ丘駅は小田急多摩線に接続し、登戸駅ではJR南武線、下北沢駅では井の頭線の乗り換えができる。また、東急田園都市線の市が尾駅からバスの便などもあり、最寄りのバス停から本学までは18分程度である。



学 則

(令和8年4月1日施行)

学校法人 明 泉 学 園
フェリシアこども短期大学

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の本旨、並びに「愛の教育」の実践を目指すという建学の精神に則り、高等学校教育の上に、一般教養と専門的知識・技能を教授研究し、グローバル化に対応できる乳幼児教育者を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価等」という)を行い、その結果を公表するものとする。

2 自己評価等に関する規則等は、別に定める。

(認証評価)

第1条の3 本学は、前条に規定する自己評価等に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という)による評価を受けるものとする。

2 認証評価機関による認証評価に関する規則等は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第1条の4 本学は教育内容及び方法の改善を図るための委員会を設け、教職員の研修・研究を行う。

2 前項の委員会については、別に定める。

(教員と事務職員等の連携、協働)

第1条の5 本学は、教員と事務職員等の協働による教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で連携体制を確保する。

第2章 学科、学生定員、修業年限等

(学科及び学生定員)

第2条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
国際こども教育学科	100名	230名
2 国際こども教育学科に次のコースを設ける。		
国際こども教育コース	70名	
こども教育コース	30名	

(教育研究上の目的)

第2条の2 国際こども教育学科の教育研究上の目的を次のとおり定める。

多文化な乳幼児教育現場において、愛情をもって子どもの最善の利益を保障できる乳幼児教育者を養成するための教育及び研究を行う。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 国際こども教育学科の修業年限は、おおむね2年とする。

2 在学年数は、4年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、第27条に定める長期履修学生の在学期間は8年を限度とする。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、次のとおりとし、学期は春学期と秋学期に分ける。

(1) 春季入学 4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

(2) 秋季入学 10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

秋学期 10月1日から3月31日まで

春学期 4月1日から9月30日まで

(授業期間)

第5条 授業を重視するために、学期と授業期間が異なった場合は、後者を優先し学事暦に定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

冬季休業期間等は学事暦に定める。

2 学長は必要がある場合、理事長の許可を得て、休業日もしくは休業期間を変更し、学園の行事、授業、実習、その他の活動を命ずることができる。

3 職員の休業日については、学校法人明泉学園就業規則の規定を優先する。

4 学長は、理事長の許可を得て、創立記念日等を休業日として設ける場合がある。

第4章 入学、退学、休学及び除籍

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が別に定める日以後に終了した者

(7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法及び提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者については、選考を行う。

2 選考の方法は別に定める。

(入学手続き及び入学許可)

第 11 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第 12 条 入学を許可された者は、正副保証人を定め届け出なければならない。

2 正保証人になることのできる者は、父母または近親者とする。

(保証人の変動)

第 13 条 保証人に氏名もしくは住所の変更があったとき、または死亡その他の重大な事情が生じたときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

(転入学及び再入学)

第 14 条 本学に転入学又は再入学を志望する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。この場合において、他の大学に在学中の者は、当該大学の学長の発する承諾書を提出しなければならない。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、正保証人連署のうえ、本学所定の用紙により願い出て、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 16 条 病気その他やむを得ない事情により 2 か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間が次年度にわたるときは、学年の始めに改めて願いでなければならない。

(休学期間)

第 17 条 休学期間は、2 年を超えることができない。

2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年数に算入しない。

(復学)

第 18 条 休学期間内にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 在学年数を超えた者
- (2) 休学期間内に復学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠っている者
- (4) 1 か月以上にわたり行方不明の者
- (5) 懲戒処分を受けた者

(復籍)

第 19 条の 1 第 19 条第 2～4 号により除籍された者が、保証人連署の上、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第5章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第20条 本学で開設する授業科目及び単位数等は、別表第1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。

(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものにつき、15時間の演習をもって1単位とすることができる。

(3) 体育実技については、45時間の授業をもって1単位とする。教育実習における実習は30時間、保育実習Ⅰ(保育所)、保育実習Ⅰ(施設)、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲについては、40時間をもって1単位とする。

(成績の評価基準)

第22条 成績の評価は、S、A、B、C、Dの5段階とし、Dを不合格とする。

評 価 成 績

S …… 100-90

A …… 89-80

B …… 79-70

C …… 69-60

D …… 59 以下

2 成績は、試験等による。

(単位の授与)

第23条 成績の評価及び単位の最終的認定は、学長が行う。

2 履修の方法、単位の算定、履修の登録等の必要な事項は別に定める。

(履修科目の登録の上限)

第23条の2 適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。上限単位数及び運用に関する事項は別に定める。

第6章 卒業要件等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第24条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第24条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修、及び別に定める機関が実施している

技能検定試験に合格した場合、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとすることができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学の場合を除き、第24条の2第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位とする。この場合において、第24条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(卒業及び学位授与)

第25条 本学に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目及び単位数を修得した者についての卒業の最終的認定は、学長が行う。

2 学長は卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第26条 本学において取得することができる免許及び資格の種類は、次のとおりとする。

幼稚園教諭二種免許

保育士資格

2 幼稚園教諭二種免許を取得する者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）および教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定めるところに従い、別表第1及び第2に掲げる科目のうち、別に定める所定の単位を修得して、本学を卒業しなければならない。

3 保育士資格を取得する者は、保育士を養成する学校その他の施設の修業科目及び履修方法（平成22年厚生労働省告示第278号）に定めるところに従い、別表第1及び別表第3に掲げる科目のうち、別に定める所定の単位を修得して、本学を卒業しなければならない。

第7章 長期履修学生

(長期履修学生)

第26条の2 学生が職業を有している等の事情により、第3条に定める修業期限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た時は、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生

(科目等履修生)

第27条 本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者がいるときは、教授会の議を経たうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目に対し、本学の定める方法により単位を与えることができる。

(科目履修料等)

第28条 科目等履修生は、所定の期日までに科目履修料等を納付しなければならない。

2 前項の科目履修料等は、別に定める。

(補充規定)

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、科目等履修生に関して必要な事項は、別に定めることができる。

(聴講生)

第 29 条の 2 本学において、科目の聴講を希望する者があるときは、審査のうえ聴講生として許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

第 9 章 入学検定料、入学金、授業料その他の費用等

(入学検定料等の金額)

第 30 条 本学の入学検定料、入学金及び授業料等の金額は、別表第 5 のとおりとする。

(授業料等の納付の時期)

第 31 条 授業料等の納付の時期及び方法に関して必要な事項は別に定める。

(退学及び除籍の場合の授業料)

第 32 条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該学期分の授業料は納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 33 条 学年の途中で卒業する者の授業料は前条の規定を準用する。

(休学等の場合の授業料)

第 34 条 休学を許可された者は別に定める休学在籍料等を納入するものとし、授業料その他費用の納入を要しない。

2 停学中の期間にかかる授業料は、これを徴収する。

(再入学の場合の入学金の特例)

第 35 条 再入学の場合の納入金の額は、当該再入学者が既に納付した入学金の額を控除した額とする。

(納付した入学検定料等)

第 36 条 既に納付した入学検定料及び入学金は、如何なる理由があっても、これを返還しない。

(特待生又は奨学生)

第 37 条 人格又は成績の良好な受験予定者を特待生又は奨学生として受け入れることができる。候補者の最終的決定は、学長が行う。

第 10 章 教職員組織

(学 長)

第 38 条 本学に学長を置く。学長の任命は、業務決議機関である理事会が行う。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長及び学科長)

第 39 条 本学に副学長及び学科長を置くことができる。副学長及び学科長の任命は、理事会が行う。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

(教職員組織)

第 40 条 本学に、学長、副学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、現業職員、その他の必要な職員を置く。

2 特任教授、特命教授、客員教授などを置くことができる。

第 11 章 教授会

(教授会の設置及び構成)

第 41 条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって組織される。准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第 42 条 学長は教授会を招集する。

(教授会の議長)

第 43 条 学長は、教授会の議長となる。学長に支障があるときは、学長があらかじめ指名した職員がその任務を代行する。

(教授会の具申事項)

第 44 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること

(2) 学位の授与に関すること

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第 12 章 専攻科

(専攻科)

第 45 条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科は、世界の子どもたちについての学びを深めるとともに、実践研究のスキルを身につけ、国際社会に貢献できる乳幼児教育者の養成を目的とする。

3 専攻科の学生定員は次のとおりとする。

名称	入学定員	収容定員
国際こども教育専攻	30名	30名

4 専攻科の修業年限は1年とし、在学することのできる年限は2年とする。

(専攻科の教育研究上の目的)

第 45 条の 2 専攻科の教育研究上の目的を次のとおり定める。

多文化な乳幼児教育現場において、感性と探究心をもった実践研究者を養成するための教育及び研究を行う。

2 前項の目的を達成するため、フェリシアこども短期大学専攻科基本方針（入学者受入れ方針、教育課程編成実施の方針及び学位授与の方針）は別に定める。

(専攻科の入学資格)

第 46 条 本学の専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学、短期大学または専修学校の専門課程の保育、教育分野の学科を卒業した者

(2) 以下の何れかの免許状または資格を取得した者

① 幼稚園教諭免許状（二種以上）

②保育士資格

(3) 本学の入学資格審査により、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(専攻科の教育課程)

第 47 条 本学の専攻科において開設する授業科目及び単位数等は、別表第 4 のとおりとする。

(専攻科の修了等)

第 48 条 専攻科を修了するためには、学生は 1 年以上在学し、別表第 4 に定めるところにより、24 単位以上を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が修了を認定する。

3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(専攻科の検定料、入学金、授業料等)

第 49 条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は別表第 6 のとおりとする。

(その他)

第 50 条 この学則の規程は、第 8 条、第 17 条、第 20 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条及び第 33 条を除き、専攻科の学生に適用する。

2 本学の専攻科に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第 13 章 賞 罰

(表 彰)

第 51 条 善行・功労・成績などに優れている学生を学長が表彰することができる。

(罰 則)

第 52 条 本学の規則に違反、又は学生の本分に反する行為をした者には、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、及び戒告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 本学及び本学関係者の名誉・信用を失墜させた者

(2) 本学の秩序を乱し、本学関係者に迷惑をかけた者

(3) 本学の定める規程類に違反し、それに従わなかった者

(4) 学則に違反した者

4 学長は、第 1 項に至らない違反者等に対してこれを戒めるため、訓告(書)・注意(書)を与えることができる。

5 賞罰に関し本章に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

第 14 章 附属図書館その他の附属施設

(附属施設)

第 53 条 本学に附属図書館及び認定こども園フェリシア幼稚園フェリシアこども短期大学附属を設置する。

2 附属図書館及び認定こども園フェリシア幼稚園フェリシアこども短期大学附属に関して必要な事項は、別に定める。

第 15 章 雑 則

(委任規程等)

第 54 条 この学則の施行に関して必要な委任規程等は、理事会が委任する理事長がこれを定める。

(学則の改廃)

第 55 条 この学則の改廃は、理事会が委任する理事長が行う。

附 則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる卒業要件、授業料の金額及び納付時期並びに演習費その他の費用の徴収については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる実習費の金額については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料の金額については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学検定料の金額については、昭和 56 年 1 月 1 日から適用する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料及び実習費の金額並びに演習費その他の費用の徴収については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、昭和 58 年 4 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる授業料及び実習費の金額並びに別表の適用については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者は従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年12月21日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 別表第6の冷暖房費は、平成19年・平成20年入学生は従前のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 別表第1から3の科目名（必修科目）は、平成26年10月1日からによる。

附 則

- 1 この学則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年9月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年2月10日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 この学則の施行前に入学した者にかかる教育課程の履修については、なお従前の学則による。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

2 別表第5及び別表第6の施設費は、令和5年入学生は従前のおりとする。

附 則

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

令和8（2026）年度フェリシアこども短期大学学則（案）新旧対照表

《本文》

改正案 令和8年（2026）年度	現行 令和6年（2024）年度												
<p>（学科及び学生定員） 第2条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="105 504 786 582"> <tr> <td>学 科</td> <td>入学定員</td> <td>収容定員</td> </tr> <tr> <td>国際こども教育学科</td> <td><u>100名</u></td> <td><u>230名</u></td> </tr> </table> <p>2 <u>国際こども教育学科に次のコースを設ける。</u> <u>国際こども教育コース 70名</u> <u>こども教育コース 30名</u></p>	学 科	入学定員	収容定員	国際こども教育学科	<u>100名</u>	<u>230名</u>	<p>（学科及び学生定員） 第2条 本学において設置する学科及び学生定員は、次のとおりとする。</p> <table data-bbox="786 504 1474 582"> <tr> <td>学 科</td> <td>入学定員</td> <td>収容定員</td> </tr> <tr> <td>国際こども教育学科</td> <td>130名</td> <td>260名</td> </tr> </table>	学 科	入学定員	収容定員	国際こども教育学科	130名	260名
学 科	入学定員	収容定員											
国際こども教育学科	<u>100名</u>	<u>230名</u>											
学 科	入学定員	収容定員											
国際こども教育学科	130名	260名											

学則の変更の趣旨等を記載した書類

(1) 学則変更（収容定員変更）の内容

収容人数を260名から200名（入学定員は130名から100名）に定員変更を行い、以下のとおりとする。

	変更前（～2025年度）	変更後（2026年度～）
国際こども教育学科	入学定員 130名	入学定員 100名
	収容定員 260名	収容定員 200名
うち こども教育コース	(現在コース定員の設定なし)	入学定員 70名
		収容定員 140名
うち 国際こども教育コース		入学定員 30名
		収容定員 60名
専攻科 国際こども教育専攻（1年間）	(変更なし) 入学定員 30名	収容定員 30名

(2) 学則変更（収容定員変更）の必要性

- ・これまでの学生募集については、おおむね順調に推移していたが、近年の18歳人口の減少だけではなく、短期大学全体を取り巻く社会情勢等の変化等により定員未達の状況が生じている。教育の質保障や様々な観点から、定員充足率の現状に合わせた定員設定が必要であると判断したため。
- ・国際こども教育学科として国内外に活躍できる乳幼児教育者の養成を目的とし、よりきめ細やかな指導が可能な少人数制の授業を多く実施することで、より密度の高い学びを提供できる環境を整えるため。

(3) 学則変更（収容定員変更）に伴う教職課程の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

今回の定員変更に際しては、教育課程の変更は実施しない。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の定員変更に際しては、履修指導方法の変更は予定していない。

(ウ) 教員組織の変更

定員減を行う国際こども教育学科の専任教員の人数は、文部科学省短期大学設置基準を上回る14名（令和6年度）を配置しており、定員減を行う令和8年度以降は11名以上を配置する予定である。

(エ) 短期大学の施設・設備

令和元年度に建て替えた校舎にて、より引き続き少人数教育や、アクティブラーニング等でより効果的な教育を展開できるように体制を整えている。また調理実習室模擬保育室等を活用し双方向性を重視した授業展開を行う。

学生確保の見通し等を記載した書類

【フェリシアこども短期大学】

1. 学生確保の見通し及び申請者としての取組状況

フェリシアこども短期大学（以下本学という）は、国際こども教育学科のみの短期大学である。2020年には共学化や、校舎改築等の取り組みを行ってきたが、18歳人口の減少だけでなく保育分野への志望者の減少、4年制大学の充足率が下がり入りやすくなった影響が重なり、保育分野の短期大学入学者は特に減少が激しくなっている。

令和6(2024)年度は定員充足率が8割となっているため、入学定員の適正化を令和8(2026)年度より図りたい。

	変更前 (～令和7(2025)年度)	変更後 (～令和8(2026)年度)
国際こども教育学科	入学定員 130名	入学定員 100名
	収容定員 260名	収容定員 200名
うち こども教育コース	(コース定員の設定なし)	入学定員 70名
		収容定員 140名
うち 国際こども教育コース		入学定員 30名
		収容定員 60名
専攻科 国際こども教育専攻(1年間)*	(変更なし) 入学定員 30名	収容定員 30名

また、通常、学科の下の特攻ではない履修区分上のコースには定員は設定されないが、本学国際こども教育学科は、東京都の指定保育士養成施設でもあり、国際こども教育コースは1年間の専攻科までの一体的な3年間の保育士課程カリキュラム編成がされており、東京都よりコース別に養成施設としての指定を受けるよう指導があったため、こども教育コース(2年間の保育士課程)と国際こども教育コース(専攻科を合わせた3年間の保育士課程)のそれぞれの定員を設定することについても、令和7(2025)年4月～学則を変更する予定である。

*専攻科は認定専攻科ではないため、学生数は収容定員に含んでいない

2. 学生確保に向けた具体的な取り組み状況

- ① 併設高校(フェリシア高等学校)の保育コース設置
- ② 高大連携の推進
- ③ 多様な入試制度による多様な入学者の確保
- ④ 高校訪問の強化
- ⑤ オープンキャンパスの充実
- ⑥ その他の広報活動

①併設高校（フェリシア高等学校）の保育コース設置

フェリシア高等学校は、本学から徒歩20分と同じ小田急沿線の通学エリアに存在し、本学への進学率も高く、以前より併設校としての結びつきが強い。そのため、女子普通科であっても保育を志望する高校生の割合が高い高校として知られていたが、本学教員による高大連携授業の充実などが図られてきたタイミングで、令和2(2020)年4月より普通科の中に保育コースが設置されたことにより、家庭科のなかでも保育系の学びの機会が設けられ、高校の教育課程の中でも附属幼稚園・保育園の園児とのふれあいや、ピアノの基礎スキルの修得など、短大の学びにつながるように不断の改革をおこなってきた。高校の保育コース在籍者は年々増えてきており、本学の入学定員確保に向けては、フェリシア高等学校の保育コースという大きな安定したルートがあることは、近隣の他の養成校にはない強みと言える。

②高大連携の推進

フェリシア高等学校では、10年近くにわたり高大連携授業をおこなっており、単発の講座ではなく、本学の教員が高校に出向いて継続的に本学の授業を履修し、本学入学後には既修得単位として認められる取り組みが定着している。

例：令和6(2024)年度の高大連携授業

1年生対象

- ・保育者入門

2年生対象

- ・幼児造形入門

3年生対象

- ・幼児音楽入門（ピアノ）Ⅱ、Ⅲ
- ・保育英語Ⅰ

③多様な入試制度による多様な入学者の確保

様々な資質を持った入学者を幅広く受け入れるため、総合型、特待奨学生総合型、学校推薦型（指定校制、公募制）、グローバル選抜、留学生特別選抜、社会人特別選抜、一般選抜を実施し、それぞれの選抜方法で異なった評価方法を用い多様な入学者を確保する体制を整えている。

④高校訪問の強化

高校訪問では、在學生、卒業生の出身校や、本学近隣の学校を中心に訪問し、本学の特徴や強み、入試内容を伝えている。特に令和6(2024)年度からは、学校案内とは別に各高校を卒業した在校生や卒業生の写真を入れた掲示物や資料を制作し、現在の様子や活躍を高校の先生方や後輩の皆さんに見ていただき、本学を知ってもらおう手がかりとした。

⑤オープンキャンパスの充実

令和6(2024)年度のオープンキャンパスは、以下のスケジュールを組み、各回の主な対象者、テーマを設定して開催し、参加者の志願につながるよう工夫している。

4月6日、4月27日、5月6日、5月18日、5月26日、6月8日、6月22日、7月13日、7月27日、8月4日、8月5日、8月9日、8月15日、8月19日、8月24日、9月7日、9月28日、10月5日、11月16日、12月14日、1月25日、2月16日、3月1日、3月22日、3月25日、3月26日、3月29日

また、7月8日は平日個別相談、9月以降は随時、放課後個別相談を実施し志望者を受験へと結び付けられるよう対応した。

⑥その他の広報活動

令和6(2024)年4月～令和7(2025)年3月 附属園による保育体験

令和6(2024)年5月～6月 高校教員見学会を実施

令和6(2024)年6月 東京都福祉局主催「まるっと体験！保育の学校フェア」イベント参加

令和6(2024)年11月 保護者対象奨学金説明会

令和6(2024)年12月 学校公開WEEKを実施

高校教員、保護者の方へ向けたイベントの開催や、保育イベントへの参加により、本学の周知に努めた。

ホームページ、SNSを活用した広報活動にも力を入れ、Instagramでは、本学の様子を知ってもらうため、要望の多い授業内容の写真の投稿など積極的な運用に努めている。また、LINE連携による資料請求、オープンキャンパス申込を推進し、スマートフォンから学生募集につなげられるような体制を強化している。

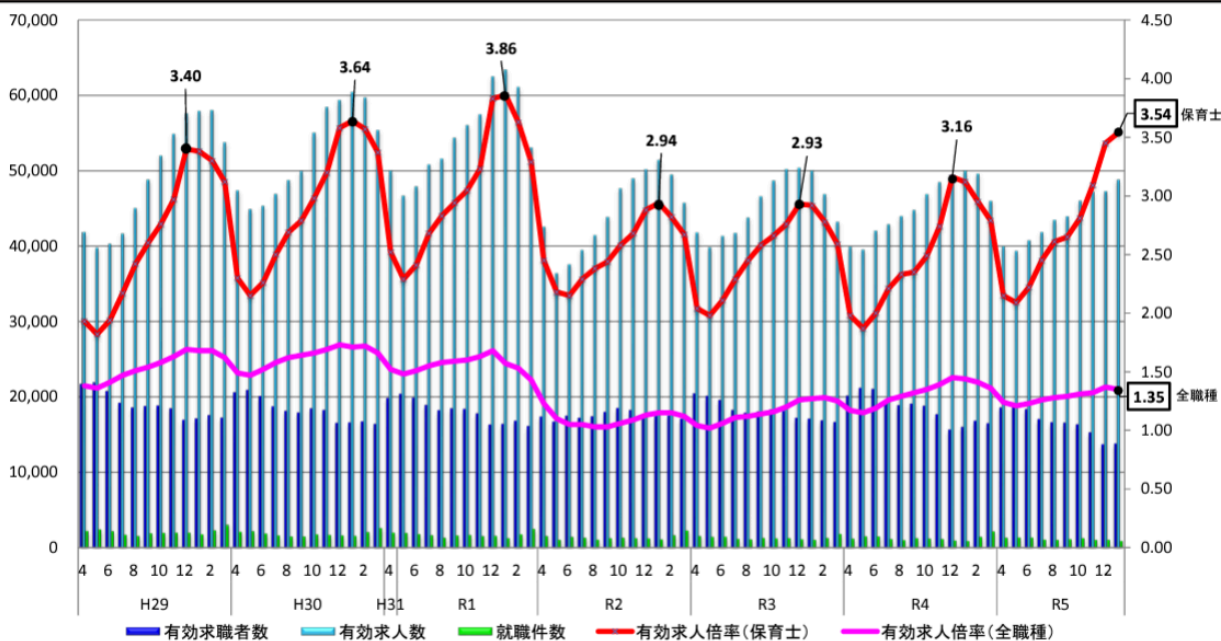
3. 人材需要の動向等社会の要請

東京都の有効求人倍率は令和5(2023)年1月で3.86倍、令和6(2024)年1月で4.06倍と、全職種の全国平均1.35倍に比べ、特に高い水準になっており、様々な保育士の処遇改善施策にも関わらず上昇を続けており、学生が確保できず新卒保育士の輩出も減っているため、より人手不足に拍車がかかっている状態にある。社会の要請としては、より多くの保育士を必要としている状況にも関わらず、定員充足率のために定員を下げていかなければならないことは、短期大学としては苦渋の決断である。今後は、本学の特長でもある国際的な視野をもった保育士の養成に力を入れ、質的な面で社会の要請に応えていきたい。

<出典：厚生労働省「職業安定業務統計」>

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の令和6年1月の保育士の有効求人倍率は3.54倍(対前年同月比で0.42ポイント上昇)となっているが、全職種平均の1.35倍(対前年同月比で0.09ポイント下落)と比べると、依然高い水準で推移している。



(出典)一般職業紹介状況(職業安定業務統計)(厚生労働省)

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

教員名簿

学長又は校長の氏名等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任（予定）年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
—	学長	モモセ シマ 百瀬 志麻 <令和4年4月>		学士 （社会科学）		フェリシアこども短期大学学長 （令和4年4月～未定）